○六の二、一一〇七の一から一一〇七の三まで、一一〇九の一、一一〇九の二、一一三四の一から一一三四の四まで、字中ゴヤ一一二三の七、一一二三の一三、一一二三の一九、一一二三の三〇から一一二三の三三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び四万十町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百六号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第十六条第一項第二号の規定に基づき、平成十年九月二十一日農林水産省告示第千四百九十五号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第十六条第一項第二号の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を指定した件）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十四日

農林水産大臣　鈴木　憲和

「主たる事務所の所在地　東京都港区赤坂八丁目十番三十九号　赤坂ＫＳＡビル」を「主たる事務所の所在地　東京都千代田区内神田一丁目五番十三号」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第百六十五号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～三十五　（略）	一～三十五　（略）
三十六　電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの	三十六　電流緊急遮断器であって、次の要件を満たすもの
イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一五グラム以下であること。	イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・一一五グラム以下であること。
ロ～ヘ　（略）	ロ～ヘ　（略）
三十七～四十四　（略）	三十七～四十四　（略）
四十五　着衣型又はヘルメット型エアバッグガス発生器（圧力容器付きのものに限る。）であって、次の要件を満たすもの	（新設）
イ　火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限る。）の量が〇・二八グラム以下であること。	
ロ　圧力容器封板開放装置は、電気点火により、圧力容器の封板を開放する構造であること。	
ハ　火薬を再度充塡することができず、再使用できない構造であること。	
ニ　圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆性を有する材質であること。	
ホ　内部の火薬が容易に取り出せない構造であること。	
ヘ　未使用のエアバッグガス発生器を回収する方法を、その表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示するとともに、当該エアバッグガス発生器に附属する取扱説明書に記載すること。ただし、エアバッグガス発生器を用いる着衣型又はヘルメット型エアバッグに表示し、及び当該エアバッグに附属する取扱説明書に記載する場合は、この限りではない。	

附　則

この告示は、令和七年十一月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月十四日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
南魚沼市茗荷沢一〇七七番四から同市茗荷沢一一一番三二まで	前	最大 二〇二（メートル）	八六（メートル）
		最小 九四	
	後	最大 二三二	
		最小 九四	

○近畿地方整備局告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十一月十四日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年近畿地方整備局告示第百五十七号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成二十八年十二月十三日至令和十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし